



2014年8月1日号

目次

(W&B No. 201408CY)

1. 最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定(法釈[2001] 21号)の改正に対する意見募集(2014年8月15日まで)
2. 2014年上期特許出願動向、実案と意匠出願は減少傾向

【1】 最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定(法釈[2001] 21号)の改正に対する意見募集(2014年8月15日まで)

最高人民法院は、7月16日、最近実際に発生しているさまざまな状況の変化や新しい問題に適用するため、2001年に発布した「最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」(法釈[2001] 21号)に対する改正の決定に関する意見募集稿を広く一般公衆からの意見を募集するために公示した。意見募集期間は1か月で、8月15日までに関係窓口に意見を提出することができる。

改正の対象は全体の26条項の内、特許法の改正などに基づく第5条第2項以下9項目であり、その詳細は下記の改正案の通り。

関係サイト：http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201407/t20140717_196482.htm

現行規定と改正案の対比

条項	現行規定	改正案
第5条 第2項	権利侵害行為を受けた地には、発明、実用新案特許権を侵害する製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法の使用行為の実施地、当該専利方法に基づき直接獲得された製品の使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、意匠特許製品の製造、販売、輸入などの行為の実施地、他人の特許権を偽証する行為の実施地、上述権利侵害行為の権利侵害結果の発生地が含まれる。	権利侵害行為地には、発明、実用新案特許権を侵害する製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法の使用行為の実施地、当該専利方法に基づき直接獲得された製品の使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、意匠特許製品の製造、 <u>販売の申出</u> 、販売、輸入などの行為の実施地、他人の特許権を偽証する行為の実施地、上述権利侵害行為の権利侵害結果の発生地が含まれる。
第8条 第1項	実用新案特許権侵害訴訟を提起する原告は、提訴時に国務院特許行政部門が作成した検索報告を提出しなければならない。	<u>出願日が2009年10月1日以前(当該日を含まない)の実用新案特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴の際に国務院特許行政部門が作成した検索報告書を提出することができ</u>

		る。出願日が2009年10月1日以後の実用新案或いは意匠特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴の際に <u>国務院特許行政部門が作成した特許権評価報告書を提出することができる。</u> 人民法院は、 <u>検索報告書或いは特許権評価報告書を提出するよう原告に要求することができ、原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は訴訟の中止を裁定することができる。</u>
第9条 (1)項	人民法院が受理する実用新案、意匠特許権侵害紛争事件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟を中止しなくても良い。 (1)原告が提出した検索報告に、実用新案特許権の新規性、創意性の欠如の技術文書が見当たらない場合；	(1)原告が提出した検索報告書或いは特許権評価報告書に実用新案及び意匠特許権を無効とする事由が見当たらない場合；
第17条	特許法第56条第1項にいう「発明或いは実用新案特許権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の解釈に用いることができる。」とは、特許権の保護範囲は請求項の中に明記された必須技術特徴により確定される範囲を基準とするべきことを指し、それには当該必須技術特徴と同等の特徴により確定される範囲も含まれるものとする。 同等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらすうえに、当業者の創造的な労働をなく想到できる特徴を指す。	特許法第59条第1項にいう「発明或いは実用新案特許権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。」とは、特許権の保護範囲は <u>請求項に記載されたすべての技術特徴により確定される範囲を基準とするべきことを指し、それには当該技術特徴と同等の特徴により確定される範囲も含まれるものとする。</u> 同等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらすうえに、 <u>当業者が被疑侵害行為の発生日に創造的な労働なく想到できる特徴を指す。</u>
第19条	他人の特許を偽証した場合、人民法院は特許法第58条の規定に基づき民事責任を追及することができる。特許管理業務部門が行政処罰を科さなかった場合、人民法院は民法通則第134条第2項の規定に基づき民事制裁を科すことができ、民事罰の金額は特許法第58条の規定を参照して確定することができる。	他人の特許を偽証した場合、人民法院は特許法第63条の規定に基づき民事責任を追及することができる。特許管理業務部門が行政処罰を科さなかった場合、人民法院は民法通則第134条第2項の規定に基づき民事制裁を科すことができ、民事罰の金額は特許法第63条の規定を参照して確定することができる。
第20条	人民法院が特許法第57条第1項の規定に	特許法第65条に規定する権利者の権利が

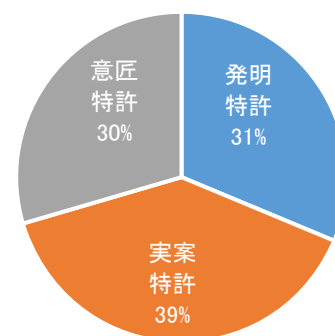
	<p>従い権利侵害者の賠償責任を追及する場合、権利者の請求に基づき、権利者が権利侵害により受けた損害或いは権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づき賠償金額を確定することができる。</p> <p>権利者の権利侵害による損害は権利侵害により減少した特許権者の特許製品の販売総数と特許製品の合理的な利益の積により計算する。権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、権利侵害品の市場での販売総数と特許製品の合理的利益との積を権利者の権利が侵害により受けた損害と見做すことができる。</p> <p>権利侵害者が権利侵害により得た利益は当該権利侵害製品の市場での販売総数と権利侵害製品の合理的な利益の積により計算する。権利侵害者が権利侵害により得た利益は一般的に権利侵害者の営業利益に基づき計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利益に基づき計算することができる。</p>	<p>侵害された実際の損害は、権利侵害により減少した特許権者の特許製品の販売総数と特許製品の合理的な利益の積に基づき計算することができる。権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、権利侵害品の市場での販売総数と特許製品の合理的利益の積を権利者の権利が侵害されて受けた実際の損害と見做すことができる。</p> <p>特許法第 65 条に規定する権利侵害者が権利侵害により得た利益は、当該権利侵害品の市場での販売総数と権利侵害品の合理的な利益の積に基づき計算することができる。権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利益により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利益に基づき計算することができる。</p>
第 21 条	<p>被害者の損害或いは侵害者の利益を確定することが難しく、特許使用許諾料を参照できる場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、特許使用許諾料の額、当該特許使用許諾の性質、範囲、期間などの要素を考慮し、当該特許使用許諾料の 1 倍から 3 倍を参照して合理的に賠償額を確定することができる。特許使用許諾料を参照できない場合或いは特許使用許諾料が明かに合理的でない場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状などの要素に基づき、一般的に人民元 5000 元以上 30 万元以下の範囲内で賠償額を確定することができるが、最大でも人民元 50 万元を超えてはならない。</p>	<p>権利者の損害或いは侵害者の利益を確定することが難しく、特許使用許諾料を参照できる場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許許諾の性質、範囲、時間などの要素を考慮し、当該特許使用許諾料の倍数を参照して合理的な賠償額を確定することができる。特許使用許諾料を参照できない場合或いは特許使用許諾料が明かに合理的でない場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状などの要素に基づき、<u>特許法第 65 条第 2 項の規定に従って賠償額を確定することができる。</u></p>
第 22 条	<p>人民法院は権利者の請求及び具体的な案件の状況に基づいて、権利者が権利侵害行為を調査、制止するために支払った合理的な費用を賠償額の範囲内に算入することができる。</p>	<p><u>権利者がその権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は特許法第 65 条に定める賠償額以外に別途計算することができる。</u></p>

第 24 条	特許法第 11 条、第 63 条にいう販売の申出とは、広告、販売店のショーウィンドウ内の陳列 或いは展示会での展示などの方法で商品販売 の意思表示を行うことを言う。	特許法第 11 条、第 69 条にいう販売の申出と は、広告、販売店のショーウィンドウ内の陳列 或いは展示会での展示などの方法で商品販売 の意思表示を行うことを言う
--------	--	---

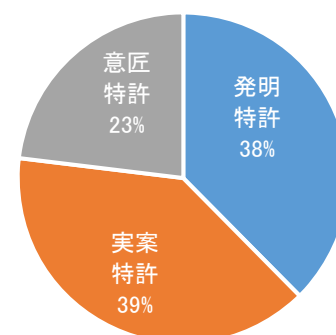
【2】 2014 年上期特許出願動向、実案と意匠出願は減少傾向

摘要	1-3月	4-6月	合計
全体： 発明特許			
2013 年	140,619	175,897	316,516
2014 年	155,856	194,851	350,707
伸び率	+11%	+11%	+11%
実案特許			
2013 年	170,294	226,254	396,548
2014 年	164,820	202,110	366,930
伸び率	-3%	-11%	-7%
意匠特許			
2013 年	99,907	198,860	298,767
2014 年	75,258	139,949	215,207
伸び率	-25%	-30%	-25%
外国： 発明特許			
2013 年	29,450	30,469	59,919
2014 年	30,039	31,105	61,144
伸び率	+2%	+2%	+2%
日本 2013 年	11,011	9,568	20,579
2014 年	10,088	9,537	19,625
伸び率	-8%	-0.3%	-5%
アメリカ 2013 年	6,873	8,040	14,913
2014 年	8,108	8,610	16,718
伸び率	+18%	+7%	+12%

特許種別構成比2013年



特許種別構成比2014年



実用新案や意匠特許出願は特定の地方政府での補助金の対象から除外、昨年10月の審査基準の改正などの理由から減少している。実用新案の場合、非職務発明が大きく減少している。意匠は平面意匠の減少、権利行使で評価書の活用が進み、有効性を確保できないような場合が生じて、減少している。

外国からの出願では日本からの出願現象が顕著で、アメリカ、ドイツ及び韓国からの出願は増加している。

以上



* 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■